

【指定難病・小児慢性特定疾病】

■ 難病医療費助成制度

対 象	①と②、または①と③に該当する方 ①宮城県内に住民票がある方 ②指定難病の診断を受け、国の定めた病状の基準を満たしている方 ③指定難病の診断を受けているものの国の定めた基準を満たしていない場合、医療給付の申請月以前の12カ月以内に医療費が33,331円以上の月が3カ月以上ある方
内 容	対象となる方が、医療機関を受診した際の保険医療費の自己負担分を一部助成する制度です。世帯の所得等に応じた負担上限額があります。
注意事項	申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

対 象	国が定める特定の疾患にかかっている18歳未満の児童で、申請に基づき、専門の委員による審査を経て認定された場合に医療受給者証が交付されます。
内 容	対象となる児童が、医療機関を受診した際の保険医療費の自己負担分を助成する制度です。世帯の所得等に応じた負担上限額があります。
注 意 事 項	① 申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。 ② 18歳到達時にすでにこの制度の対象となっている方で、引き続き治療が必要な場合は、20歳到達前日まで延長することができます。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

■ 指定難病等通院介護費用交付事業

対 象	指定難病、小児慢性特定疾患、特定疾患の認定を受けている20歳未満の方で、次の要件のいずれか1つに該当する方。 ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方 ・13歳未満の方 ・上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方
内 容	通院1日につき1,500円(月6,000円が上限)を交付します。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

その他、指定難病・小児慢性特定疾病に関するご相談等は下記までお問い合わせください。

宮城県疾病・感染症対策課(特定疾患班) Tel 2 1 1 - 2 6 3 6

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/situkan/tokutei/index/top.html>